

家賃について

市営住宅の家賃は、毎年度、「世帯の収入」と「住宅の立地条件、広さ、建設時からの経過年数など」に応じて、決定されるしくみとなっています。

そのため、入居された方には、毎年、家賃算定のための「収入申告」をしていただくこととなります。

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建設した住宅であり、入居された方が負担する家賃は近傍同種家賃以下に設定しています。

入居される方が負担する家賃と近傍同種家賃との差額部分は国及び広島市が負担しています。

※ 近傍同種家賃とは、工事費などをもとに法令の規定により算出した家賃のことで、近隣にある同規模の民間賃貸住宅の家賃相当額です。

募集住宅の当初家賃額は、11～18ページで求めた月額収入に応じて決まります。詳しくは募集住宅一覧をご覧ください。

例

募集住宅コード		所在区	建設年度	構造	階	専用面積(m ²)	エレベーター	間取り	収入及び家賃				
住宅名 号館・号室				階建					(政令月収) ～104千円	(政令月収) ～123千円	(政令月収) ～139千円	(政令月収) ～158千円	(政令月収) ～186千円
108-20-0915	中区	昭和 46	高層耐火	18階建	9	41.9	有	3K(6和・4.5和・3和・3K)	14,300円	16,500円	18,900円	21,300円	24,400円
基町 第二アパート915号													
131-02-0301	中区	昭和 58	中層耐火	5階建	3	62.3	無	3DK(6和・6和・6和・6D)	25,500円	29,500円	33,700円	38,000円	43,400円
江波みなと東住宅 2号棟301号													
221-14-0412	東区	昭和 45	中層耐火	5階建	4	41.4	有	3K(6和・4.5和・3和・4K)	11,900円	13,700円	15,700円	17,700円	19,200円
戸坂東浄 第十四アパート412号													

※ 当初家賃と近傍同種家賃との差額部分は国及び広島市が負担しています。